



40th
Anniversary
since 1982-2022

公益社団法人
全国有料老人ホーム協会

誰もが笑顔で安心して暮らせる 「有料老人ホーム」を増やしたい



公益社団法人 全国有料老人ホーム協会



Contents

挨拶・祝辞

記念講演

「有老協・シルバー川柳」のあゆみ

有老協のあゆみ

高齢者向け住まい今後の展望と課題について

会員一覧

歴代役員一覧

定款

編集後記・奥付



公益社団法人
全国有料老人ホーム協会
理事長

中澤 俊勝

1982年（昭和57年）に有料老人ホーム事業の健全発展と入居者の保護を目的として設立された当協会は、本年2月に40周年を迎えました。

また、2013年（平成25年）に公益法人となり、来年4月で10年になります。

これまで当協会を支えてくださった会員、歴代役員、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

高齢者向け住まい業界を取り巻くこの10余年を振り返ると、入居者保護の観点から様々な課題が浮き彫りになりました。特に以下の4つについては、当協会として改善に向けて取り組み、前進させなければならない重要な課題と認識しております。

一つ目は自然災害対策です。

東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から今年で11年が経過しましたが、その後も震度5～6クラスの大地震や、台風、集中豪雨などの自然災害が毎年のように発生しています。

当協会には被災した会員ホームをサポートするための入居者生活支援制度がありますが、緊急を要する場合は同地域に所在する会員相互で横の連携を図ることが非常に有効です。熊本地震の際は近隣会員ホームから支援していただきました。

今後に加え、BCP（事業継続計画）の策定支援に加え、いざというときに会員相互が協力し合える体制づくりに取り組んでまいります。

二つ目は、人材確保についてです。

日本は、2025年から2040年の15年間において、現役人口（20歳～64歳）が約1,000万人も減少す

る2040年問題があります。しかも事態が深刻なのは、75歳以上の人口は、2040年以降も増え続けることにあります。

介護現場ではICT導入による生産性の向上や外国人材の活用が始まっていますが、それだけでは介護の担い手を充足することは困難です。

介護職員の処遇改善が必要なことは勿論ですが、未経験者に介護職の魅力を発信して、新たな担い手を確保しなければなりません。

未経験者が介護職に抱いているネガティブなイメージと、実際に介護職員が離職する理由とが一致していないことは、これまでの調査で明らかになっています。

協会の事業や行政との連携を通じて、事業者が入居者に提供するサービスの取り組みや職員の皆様の仕事を広く紹介することによって、介護の仕事の魅力を発信してまいります。

三つめは感染症対策です。

2020年に世界中に拡大した新型コロナウイルスは、世の中のあり様を一変させました。

特に高齢者の場合は、感染すると重症化する傾向が認められていますので、高齢者向け住まいにとっては今後も細心の注意が必要となります。

感染力が強く、変異もしますので、いつ、どこで感染するのか分からない以上、劇的な治療薬でも開発されない限り根絶するのは難しいでしょう。

大事なのは、感染者がでた場合にそれを広げないことだと思います。

協会は行政等から得ている情報を日常的に発信し、もし感染者が発生した場合は、初動の段階で速やかに現場と情報交換して、自治体とも連携しながら、クラスターを発生させない取り組みを推進してまいります。

最後の四つ目は、消費者への情報提供のあり方についてです。

2011年（平成23年）に高齢者住まい法が改正され、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）が創設されました。行政の後押しもあって、これまでに約8千件が整備されたわけですが、そのほとんどが有料老人ホームの定義に該当するサ高住となりました。

過去においても、介護保険施行による要介護者向けホームの台頭、また老人福祉法改正による有料老人ホームの定義の見直し等で、多種多様化が進んできた有料老人ホームですが、ますます高齢者向け住まいの制度が一般消費者にとって分かり辛いものとなっています。

協会は相談事業や啓発事業を通じて消費者の適切な選択に役立つよう取り組んでおりますが、現在の状況を踏まえると、情報公表のあり方を見直したり、類型を見直したりする等、行政と協議を行い、何らかの対策を講じることが必要と感じております。

不確実な時代の中で業界の課題は山積しておりますが、「入居者が最後まで安心・安全に暮らせる住まい」の視点をもって、今後も業界の健全発展のために職員一同、努力してまいりますので、引き続き協会活動にご支援ご協力を賜りたく、お願い申し上げます。



株式会社 サン・ラポール南房総
代表取締役

市原 俊男

創立40周年、心よりお祝い申し上げます。

私は、平成10年から4年間と平成28年から2年間、理事長を務めました市原です。理事長就任時は介護保険法が施行される前夜でした。当時は行政から民間事業者に公的資金が支払われるということは大変な驚きだったことを記憶しています。介護保険制度のおかげで運営が安定し、充実した介護が提供できました。

平成14年には、創立20周年記念式典が盛大に開催されました。初代理事長加藤泰純様をはじめ、島津様、長谷川様、玉田様、また、協会創設時からその運営を担ってこられた五十嵐様は、協会の事業運営にとどまらず、

協会の発展のために長年にわたり多大なる功績を残され、有料老人ホームの発展の礎を築いて頂きました。すべての先達に感謝申し上げます。

日本は超高齢社会に突入し、有料老人ホームの数も15,000か所を超え、高齢者の住まいは多様化しています。有料老人ホームは高齢期のご入居者様にとって、住まいとサービスを一体となってお提供することで、お元気な時から最期の時まで住み続けられる終の棲家です。

少子高齢化、不足する介護人材、ひっ迫する介護保険財政、自然災害や感染症対策、経済環境の大きな変化などに対応しつつ、有料老人ホームの持続性、健全性を支える有老協であり続けてほしいと思います。

また、入居希望者に対して十分な情報提供、入居者の保護の観点から入居者生活保証制度の運営や苦情相談にも引き続き取り組んでいただき、高齢者から信頼される有老協であり続けてほしいと思います。

有老協のマークは鶴が羽を広げてもう1羽の鶴を包みこみ、人と人とのつながりを表しています。時代はIT化、デジタル化に進んでいますが、長寿を全うするには支えてくれる人が周りにいることが必要です。有料老人ホームの事業は困難さを伴いますが、ご入居者様の心身、生活、介護、終末期すべてを支える事業です。有老協の御旗のもと、有老協とともに業界がますます発展していくことを祈念申し上げ、私のお祝いの言葉とさせていただきます。



西鉄ケアサービス株式会社
専務取締役

福山 宣幸

全国有料老人ホーム協会設立40年、誠におめでとうございます。40年の長きにわたり業界に寄与され、その活動をご支援いただいた会員の皆様、役員・職員の皆様に心より御礼申し上げます。

私自身は2004年から協会の理事として、2012年から2016年は理事長として、協会の運営に携わりました。理事長就任直後の課題は、「公益社団法人への移行」と「入居者生活保証制度の見直し」でした。

全国有料老人ホーム協会は役員と職員の皆様のご協力を得ながら2013年に公益社団法人化がなされました。

一方、入居者生活保証制度の見直しでは従来の損害賠償保証に加え、前払金返還債務保証を加えました。協会として、会員の皆様に使いやすく効果的な保証制度に改善し、協会の理念の一つである入居者保護が実現できたことは大変意義があったと思っています。

また2011年に発生しました東日本大震災、2016年に発生した熊本地震などでは、入居者生活支援制度が機能し、特に私が理事長在任中に発生した熊本地震においては、加盟ホームの建物が甚大な被害を受け、会員の皆様などのご協力を得て、ご入居者様を一時的に他ホームでお過ごしいただくなどの支援ができたことは、協会としての役割を果たした一つの事例だと思っています。

一方、川崎の有料老人ホームにおける転落事件は忘れることができない事件でした。この事件を契機に業界団体が集まり高齢者住まい事業者団体連合会を組織して、スタッフの研修などを通してスキルアップとコンプライアンスの強化を図ってきました。

有料老人ホームは、介護保険制度が導入されてから右肩上がりに数が増え、介護業界においては大きな存在となっています。高齢者向けの住まいとして、これからもますます有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は重要になってくるでしょう。

事業者の皆様におかれましては、今後も入居者の保護と業界の健全な発展のためにその役割を全うし、貢献していただけますよう、益々のご発展を心よりお祈り申し上げます。

有老協 40周年記念事業

令和4年6月16日有老協定時総会にて



記念講演

第62代横綱 大乃国

芝田山親方と役員一同

親方 芝田山 康

コロナ禍の中で

全国有料老人ホーム協会設立40周年、おめでとうございます。

世界中がこのコロナに襲われ、3年以上たちました。相撲協会では、通常の開催ができない状況の中で、何とか一場所一場所に取り組んでいるという状況です。本場所は東京が3場所、地方場所は大阪・名古屋・九州で年6場所ありますが、コロナ発生直後の大阪場所は、公共交通機関は利用せず、一度館内に入ったら近所の飲食店またはコンビニの利用も制限するといった徹底した管理のもとで、24時間体制で取り組みながら、場所中は毎朝、全ての部署のメンバーを一同に集めて会議を行い、無観客で開催しました。普段であれば7～8,000人は入る会場は静まり返っており、四股を踏む音、ぶつかり合う音などが聞こえる状況でした。

相撲協会には持続化給付金など国からの補助はありません。本場所の興行収入、地方を回る巡業の興行収入、または国技館を外部に貸し出す収入、放送権が大きな収入源です。ですから本場所を開催できないことは死活問題ですが、残念なことに次の5月場所は開催中止となりました。7月の名古屋場所以降は、県をまたいでの移動が制限されていたことから、国技館での開催としました。

国技館は1万600人くらいの客席がありますが、50%の入場制限となり、毎日のように満員御礼の幕は下がっていましたが、実際には、少ない時だと1,600人くらい、土曜日曜日でも4,000人がいいところでした。ようやくこの5月場所から87%まで客席の収容人数を上げて開催できるようになり、入場者数は来年度の目標が60%のところ、平均65%ぐらいまで戻ってくれたというのは非常にありがたいと感じています。

コロナ対策について

コロナ対策に関しては、皆様の業界でも厳しく対応されていると思いますが、私たち相撲協会でも、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」を発行し、現在では政府の様々な変更事項を反映させ、第6版になっています。相撲協会では、本場所開催日の2週間前となる「番付発表から場所が終わる千秋楽までは原則外出禁止」と通達を出し取り組んでいます。その外出禁止を破って懲戒処分を受けた力士もいますが、そのぐらいやらないと組織を守っていけないと思います。

皆様の業界では、高齢者の生活なので、更に厳しく対応されていると思いますが、特に職員の方々がどういう形で感染対策にしっかりと自覚を持って対処するかが重要だと思います。それが無ければやはり感染は広がり、クラスターになってしまうと思います。

相撲協会には全部で1,000人程度の協会員がいますが、約半分が感染しました。各部屋で感染対策は講じていますが、場所が終わった後に気が緩み、力士同士の談笑や食事が原因と考えられるクラスターが発生した例もありました。意識の低い部屋で複数回感染の例もありますし、やはり一人一人の自覚・モラルは重要だと感じています。



芝田山親方

相撲協会の様々な取り組み

さて、相撲協会は公益財団法人として、様々な取り組みをしています。コロナ発生からは積極的に取り組めていませんが、力士に子供が抱っこされると元気によく育つというふうに言われますし、力士に触ると健康になるという昔からの言い伝えもありますので、チケット販売の際には、握手会や赤ちゃんを抱っこして写真撮影を行うなどのサービスも行っています。相撲協会の事業としては、本場所や巡業の開催がメインですが、相撲の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成の授業、相撲に関する記録の保存および活用、国技館や博物館、一般の人も受けられる診療所などの維持管理運営なども行っています。



記念講演の様子

また、親方衆で構成された「社会貢献部」があり、相撲協会公式グッズなどを制作・販売しています。その中で私は総合企画部長として関わっています。場所中の国技館の食堂メニューで、カレーやハヤシが出されるのですが、この門外不出のレシピでおとしの9月から「国技館カレー」「国技館ハヤシ」の2種類を販売開始しました。今では通信販売・九州の売店でも取り扱っていただき、50万食ぐらい販売しています。NHK 専属解説員「北の富士」が幼少の頃食べた、具材がゴロゴロしたカレーを再現した「北の富士カレー」も販売しました。私は「スイーツ親方」との愛称で呼ばれており、商標登録も取りましたが、スイーツの本を2冊出したことから火がつきまして様々なスイーツ、パンなども販売しています。マカロンやサブレ、他にもちゃんこ茶漬けや明太焼き鳥バケットなども、私自身も店頭に立って販売しています。おかげさまで売店では、場所中は毎日売切れ状態で、今場所は今までにない売り上げを記録しました。まだまだこの3年間の損失は埋められませんが、何かやらなければ埋めていけないと思い取り組んでいます。

また、相撲協会の敷地内にはお稲荷さんがあり、勝負の出世の神様と商売繁盛の神様が祭られています。そして国技館が少し離れた野見宿禰神社では、相撲の神様が祭られています。これらのお守りと御札を授与することも始めました。他にもガラポンやガチャなども販売しています。利益は度外視しており、お客様からはご心配の声はいただきますが、かなりのご好評をいただいています。積極的に新しいことに取り組むことが重要と考えています。

相撲協会の今後について

介護業界でも人材不足と伺っていますが、相撲協会も人材は非常に不足しており、今日現在、相撲協会では、部屋数は43部屋、力士の数は638名。この中の70名が月給をもらっている関取です。全体数は昔と比べてかなり減っていますが、外国人力士は、モンゴルを中心に、ブラジル・中国・ロシア・ジョージア・ブルガリア・カザフスタン・フィリピン・ウクライナなどからも来て増えています。

相撲協会では人材確保の一環として、大相撲ファンクラブのサービスも立ち上げました。無料会員もあるので是非ご登録ください。

YouTubeも活用しています。相撲協会では個人的なSNSは禁止していますが、各部屋でもYouTubeチャンネルを運営しています。本場所開催については、NHKでの放映に加え、アベマTVや、YouTubeチャンネルでも新たに放映を開始しました。YouTubeでは、チャンネル登録数が11万人突破し、表彰もいただきました。

新弟子・人材の確保に力を入れているのはSNSで、Twitter、ブログ、インスタグラム、ホームページなどを活用していますが、特定の部屋に2・3人が入る程度で苦労しています。

大相撲の歴史は300年を超えており、今後も相撲協会を維持するためには、やはり力士ひとりひとりがしっかり頑張らなければいけないと感じています。そんな中で横綱「照ノ富士」はモンゴル人ですが、横綱が外国人であることは関係ありません。横綱だけでなく、特にその下の大関陣が頑張らないと相撲協会は危ういと私は思っています。とにかくやはり横綱（トップ）を目指す人材が欲しいというのが業界の命題です。

相撲協会もそうですが、昔と今は全く違う状況です。人材不足は皆様の業界や私たちの業界だけでなく社会全体の課題です。大変なご苦労の中、ホームでのお仕事には心から敬意を表するとともに、皆様のご健勝とご隆盛を祈念してお話を終了させていただきます。ご静聴ありがとうございました。



中澤理事長と芝田山親方

「有老協・シルバー川柳」のあゆみ

～各回の入選作品から～



●第1回（平成13年度）応募総数 3,375 作品
すらすらと嘘が言えますボケてない
(静岡県 / 78 歳 / 男性)

●第2回（平成14年度）応募総数 6,649 作品
家事おぼえ妻の手抜きが見えてくる
(東京都 / 56 歳 / 男性)

●第3回（平成15年度）応募総数 11,019 作品
まだ古希か米寿の兄は軽く言う
(山口県 / 69 歳 / 男性)

●第4回（平成16年度）応募総数 14,127 作品
おれおれと名のって妻にすぐ切られ
(東京都 / 60 歳 / 男性)

●第5回（平成17年度）応募総数 12,096 作品
介護保険満期はいつかとついたずね
(東京都 / 55 歳 / 男性)

●第6回（平成18年度）応募総数 7,466 作品
退職後犬の散歩で知る近所
(埼玉県 / 51 歳 / 女性)

●第7回（平成19年度）応募総数 7,202 作品
万歩計歩数のびるが距離のびず
(山口県 / 65 歳 / 男性)

●第8回（平成20年度）応募総数 8,840 作品
限界だ元号三つの齡計算
(東京都 / 55 歳 / 男性)

●第9回（平成21年度）応募総数 10,558 作品
お辞儀して共によろけるクラス会
(東京都 / 82 歳 / 女性)

●第10回（平成22年度）応募総数 10,759 作品
オーイお茶 ハーイと缶が転がされ
(茨城県 / 71 歳 / 男性)

●第11回（平成23年度）応募総数 9,441 作品
お迎えはどこから来るのと孫が聞く
（愛媛県 / 73 歳 / 女性）

●第12回（平成24年度）応募総数 9,353 作品
女子会と言って出掛けるデイ케어
（千葉県 / 74 歳 / 男性）

●第13回（平成25年度）応募総数 13,872 作品
ひ孫の名読めない書けない聞きとれない
（京都府 / 48 歳 / 男性）

●第14回（平成26年度）応募総数 11,370 作品
ケアマネをもてなしあとで寝込む祖母
（島根県 / 46 歳 / 女性）

●第15回（平成27年度）応募総数 11,899 作品
マイナンバー ナンマイダーと聴き違い
（山梨県 / 67 歳 / 男性）

●第16回（平成28年度）応募総数 8,876 作品
基地問題うちがもめるは墓地問題
（京都府 / 51 歳 / 男性）

●第17回（平成29年度）応募総数 15,576 作品
「君の名は？」老人会でも流行語
（岡山県 / 62 歳 / 女性）

●第18回（平成30年度）応募総数 7,872 作品
「インスタバエ」新種の蠅かと孫に問い
（滋賀県 / 83 歳 / 男性）

●第19回（令和元年度）応募総数 8,793 作品
既読スルーいいえ只今格闘中
（北海道 / 52 歳 / 女性）

●第20回（令和2年度）応募総数 10,663 作品
円満の秘訣ソーシャルディスタンス
（北海道 / 77 歳 / 男性）

●第21回（令和3年度）応募総数 16,621 作品
食卓に俺の席だけアクリル板
（和歌山県 / 66 歳 / 男性）

※入選者の情報は作品応募当時のものです。

有老協のあゆみ

年表資料 (2012 ~ 2017年度の6カ年)

* 事業報告書より抜粋

2012年以前の取り組みについては、「社団法人全国有料老人ホーム協会20年のあゆみ(有老協20周年誌)」「創設から30年を迎えて(有老協30周年誌)」もご覧ください。

年表資料 (1982 ~ 2012年度)

1982 (昭和57)

- ・「社団法人全国有料老人ホーム協会」厚生省許可
- ・老人保健法成立

1983 (昭和58)

- ・老人福祉法制定20周年

1988 (昭和63)

- ・「輝・友の会」を組織し「輝・ニュース」の発行開始

1989 (平成元)

- ・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略(ゴールドプラン)策定

1990 (平成2)

- ・調査研究事業への取り組み開始
- ・高齢者世帯が10世帯に1世帯となる(国民生活基礎調査)

1991 (平成3)

- ・老人福祉法の改正により有老協が、同法30条に規定される
- ・「入居者基金制度(現在の「入居者生活保証制度」)」発足
- ・苦情処理委員会の設置

1999 (平成11)

- ・「入居者生活支援制度」を創設

2000 (平成12)

- ・「介護保険制度」開始
- ・サービス第三者評価の開始

2001 (平成13)

- ・設立20周年記念行事として「シルバー川柳」の募集をスタート

2006 (平成18)

- ・老人福祉法が改正され、「入居者基金制度」が前払金の保全借置の一つに位置づけられる

2012 (平成24)

国・行政の動き

- ・介護保険制度改正・介護報酬改定前払金の算定根拠の明示が義務化

有老協の取り組み

- ・前払金の算定根拠明確化に関する会員向け説明会の実施
- ・消費者、事業者、行政間の情報共有、意見交換を目的とした勉強会を開催し「消費者向けガイドブック」を作成
- ・公益社団法人化(平成25年3月26日付で内閣府認定書受領)
- ・協会発足30周年記念誌「創設から30年を迎えて」の発行

2013 (平成25)

国・行政の動き

有老協の取り組み

- ・「定例確認」でのフィードバックをふまえてフォローアップ研修を実施
- 「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関する実態調査」を実施
- ・業界団体・行政を横断して「高齢者住まい関係者勉強会」を開催。高齢者向け住まいの性能表示、及び重要事項説明書の改正案を検討

世の中の動き

2012 (平成24)

- ・山中教授にノーベル医学生理学賞
- ・ロンドン五輪で日本勢史上最多38メダル獲得



2013 (平成25)

- ・特定秘密保護法が成立
- ・2020年夏季五輪東京開催決定「おもてなし」
- ・アベノミクス始動



2014 (平成26)

- ・御嶽山が噴火
- ・解釈改憲で集团的自衛権容認
- ・7年ぶりの円安・株高
- ・青色発光ダイオードの発明により日本人科学者3人にノーベル物理学賞



2014 (平成26)

国・行政の動き

- ・消費税率8%に変更

有老協の取り組み

- ・研修受託（福岡県・北九州市・福岡市・久留米市の4自治体主催）
- ・表示規制に対する支援開始
- ・メールマガジンの配信を開始（月1回）
- ・地域活動の支援を6地域に加え、茨城県、埼玉県でも実施

「有料老人ホームにおける前払金の実態に関する調査研究」を実施

- ・「高齢者住まい関係者勉強会」にて介護報酬改定、有料老人ホーム設置運営標準指針改正検討

2015 (平成27)

国・行政の動き

- ・介護保険制度改正
- ・介護報酬改定
- ・労働安全衛生法改正
- ・「有料老人ホーム設置運営標準指針」改正

有老協の取り組み

- ・生活相談員研修を「対人援助・相談能力向上研修」として実施
- ・研修受託（福岡県・北九州市・福岡市・久留米市の4自治体主催）
- ・「ストレスチェック」義務化に向けた会員向け勉強会を実施

- ・高齢者住まい事業者団体連合会【高住連】を設置

【高住連にて、以下の活動を実施】

- ・「外付けサービス活用のポイント」のパンフレット作成・配布
- ・虐待防止に向けたサポートとしてホームでの研修資料の案内と説明会を実施

2016 (平成28)

国・行政の動き

- ・消費者契約法改正

有老協の取り組み

- ・入居者生活保証制度加入事業者の事務作業の効率化を図るため、保証制度事務手続きの一部をWeb上で行える仕組みに移行
- ・熊本地震で被災したホームに入居者生活支援制度発動
- ・生活相談員等対人援助研修を実施
- ・苦情対応研修の実施
- ・協会のあり方について委員会を設置して検討し、協会の理念や行動方針等を作成

「情報開示促進等に向けた方策の検討事業」を実施

「高齢者雇用の実態に関する調査研究」を実施

【高住連】

- ・経営者セミナー / 高齢者向け住まいフォーラム / 高齢者住まいコンプライアンス研修の実施

2017 (平成29)

国・行政の動き

- ・介護報酬改定
- ・民法改正

有老協の取り組み

- ・入居者生活保証制度改正（11月15日施行）
- ・標準入居契約書の改訂に着手
- ・一般消費者向けに、スマートフォン、タブレット対応のホームページを開設

「特定施設入居者生活介護事業者の選定公募のあり方に関する調査研究」を実施

「高齢者雇用の実態に関する調査研究」を実施

【高住連】

- ・介護報酬改定説明会の実施
- ・「外付けサービスの適正な活用チェックリスト」の作成

2015 (平成27)

- ・日本人がノーベル生理学医学賞と物理学賞を受賞
- ・ラグビー W 杯で歴史的勝利
- ・新国立競技場建設エンブレム白紙に



2016 (平成28)

- ・リオ五輪過去最多41メダル獲得
- ・熊本地震
- ・アメリカ大統領歴史的な広島訪問



2017 (平成29)

- ・将棋の藤井四段が29連勝
- ・電通に有罪、働き方改革への機運
- ・九州北部豪雨



有老協のあゆみ

年表資料(2018～2021年度の4カ年)

*事業報告書より抜粋

2018(平成30)

国・行政の動き

- ・「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」改正

有老協の取り組み

- ・会員事業者の事業の実態や経営状況の健全性を確認し、フィードバック強化のため、現地確認を追加実施
 - ・協会が主催するセミナーは休止し、地域連絡協議会等が開催するイベントでのサポートに移行
 - ・「ケア・カフェ」体験会を実施
 - ・会員事業者を抽出し、入居契約書・重要事項説明書の確認を実施
 - ・会員サポートとして法令遵守等のため、以下を実施
 - 実務担当者のための広告表示セミナー / 経営戦略講座(料金プラン編) / 経営戦略講座(リスクマネジメント編)
 - ・事業者向けホームページの全面リニューアル
 - ・「有料老人ホームの基礎知識」改訂
- 「有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する実態調査研究」「有料老人ホーム等における軽減税率の導入に向けた取り組み支援のための調査研究」を実施
- ・地方自治体における事業者の指導監督における参考資料「有料老人ホーム運営指導ガイドブック」を作成し、都道府県・政令指定都市・中核市へ頒布

【高住連】

- ・経営者向けセミナーの実施

2019(平成31・令和元)

国・行政の動き

- ・介護保険制度改正
- ・介護報酬改定
- ・消費税率10%に変更、軽減税率導入スタート

有老協の取り組み

- ・公表可能な苦情相談事例を委員会のコメント・解説とともに公表を開始
- ・会員事業者の事業の実態や経営状況の健全性を確認しフィードバックの更なる強化のため、代表者面談を実施
- ・台風19号で被災したホームに入居者生活支援制度発動
- ・地域連絡協議会との共催研修として以下を実施
 - コミュニケーションを図るための研修 / 苦情対応研修 / リーダー育成研修 / 有料老人ホーム入居契約書啓発研修
- ・民法改正に伴い、標準入居契約書及び標準管理規程の改訂版を作成
- ・事業者向けホームページを一部リニューアル
- ・介護の生産性向上のために、「ロボット、介護ICTの活用に向けて」冊子を作成・公表

「有料老人ホーム等に対する指導監督等に関する実態調査研究」を実施

【高住連】

- ・高齢者住まい看取り推進研修 / 経営者向けセミナー / フォーラムの実施
- ・介護事業経営概況調査への対策
- ・紹介事業者のあり方の適正化のための委員会開催及び調査研究事業への参加・協力

2020(令和2)

国・行政の動き

- ・老人福祉法の改正
- ・介護分野における文書負担軽減の観点から関係法令の改正

有老協の取り組み

- ・入居者生活保証制度において、前払金返還債務保証を中心とした制度に改正(10月1日施行)
- ・入居者生活支援制度として新型コロナ対応のため、マスクの団体購入実施
- ・施設長研修のカリキュラムを大幅に見直し、前期・後期の2回開催とし、修了者には「有老協・施設長認定証」を発行
- ・「新型コロナウイルス関係情報」を発行するとともに感染者が発生したホームに対して、サポートを実施

「有料老人ホームの適正化に関する調査研究」を実施

【高住連】

- ・リスクマネジメント研修をオンラインによる動画配信で実施
- ・介護報酬改定説明会をオンラインによる動画配信で実施
- ・高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度の運用を開始

世の中の動き

2018(平成30)

- ・「埼玉県熊谷市で気象観測史上最高気温となる41.1度を記録。日本全国で猛暑。」
- ・西日本豪雨、北海道胆振東部地震
- ・平昌五輪で13メダル獲得
- ・「働き方改革」・「外国人就労」に関連法

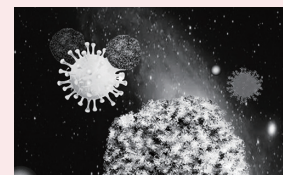
2019(平成31・令和元)

- ・第126代天皇即位。「令和」に改元
- ・ラグビーW杯日本大会開幕、日本8強入り



2020(令和2)

- ・新型コロナウイルスの感染拡大
- ・「鬼滅の刃」最速100億円
- ・藤井聡太七段 最年少タイトル



2021 (令和3)

国・行政の動き

- ・介護保険制度改正
- ・介護報酬改定
- ・「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」改正

有老協の取り組み

- ・消費者向けオンラインセミナーを実施
- ・消費生活センターの相談員向けオンラインセミナーを実施
- ・事例発表研修会をオンラインで実施（東日本は初めて審査を実施）し、協会ホームページで公開
- ・「住宅型有料老人ホーム標準契約書（月払い方式）」を作成・公表
- ・各種セミナーのオンライン配信を実施
- ・地域連絡協議会幹事長会議を実施
- ・地域連絡協議会主催で実施された研修に対し、サポート実施
- ・「有料老人ホームの基礎知識」改訂
- ・「知って納得！ 有料老人ホーム選び方マニュアル」作成・配布

「有料老人ホームの適正化に関する調査研究」を実施

【高住連】

- ・LIFEの効率的対応を目指したICT支援オンラインセミナーを実施
- ・紹介事業者届出公表制度において、相談員向けE・ラーニングコンテンツを作成（2022年度に展開）

期間中（2012～2021）の年間事業

「入居者の保護」と「事業の健全な発展」のため、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業」と「地域社会の健全な発展を目的とする事業」として以下の事業を内閣府に届けています。

(Ⅰ) 相談事業

○入居相談

入居に関する一般的な相談から、契約に関すること等、電話、文書、面談で対応

「有料老人ホームなんでも相談～有料老人ホーム110番～」を実施

○苦情相談・苦情処理

入居者等から寄せられるホームに関する苦情等について日常的に対応し、主な苦情について「苦情処理委員会」で審議

○設立相談

(Ⅱ) 有料老人ホーム入居者生活保証制度

○経営実態調査（加入後の与信管理）

入居者生活保証制度に加入している会員事業者の事業の実態や経営状況の健全性を確認し、その内容を事業者にフィードバックするとともに経営指導を行うことにより、経営悪化の防止を図る

○前払金返還債務の保証

・事業者の入居契約不履行に基づく損害賠償債務及び入居契約終了に伴う前払金返還債務の保証を行う以下委員会の運営

入居者生活保証制度加入審査委員会 / 入居者生活保証制度運営委員会 / 資産運用委員会

○事業者の再建と入居者の保護

(Ⅲ) 入居者生活支援制度

天災等に対する事業者・入居者のサポート等

(Ⅳ) 講座・セミナー・育成事業

○一般消費者向けの活動として以下を実施

有料老人ホーム協会セミナー / 基礎講座 / 地方自治体・消費者団体等主催セミナー等への講師派遣

○事業者職員向け研修として

職員研修委員会のもと以下の研修を企画・運営

施設長基礎研修 / 有料老人ホーム基礎研修 / チームリーダー研修 / 生活相談員研修（2014まで）

○事業者育成事業

事業者の育成のため「サービス第三者評価」実施

○事業者支援事業

・ウェブサイトその他のツールによる啓発
・協会通信・メールマガジンの発行（月1回）

○会員地域活動の支援

全国6地域（北海道、東北、千葉県、東京都、近畿、九州）の連絡協議会に対し、サポート

(Ⅴ) 調査研究事業

○厚生労働省の補助金事業の実施
○調査研究の実施

(Ⅵ) 啓発事業

○「輝・友の会」の運営

有料老人ホームの入居を検討している方やご家族の方に、有料老人ホームに関する情報を提供する目的で運営。

・「輝・ニュース」発行

○ウェブサイトその他のツールによる啓発

○シルバー川柳

協会広報の一環として、毎年シルバー川柳を公募

(Ⅶ) 提言等

○行政連携

自治体の要請に応じ集団指導へ講師派遣等実施

○提言・要望

(Ⅷ) その他

○有料老人ホーム賠償責任保険（団体保険）制度の運営

○協会の事業を、より広域に実施し、非会員を含めた多くの事業者を対象とするため、高住連等の活動に参画

2021 (令和3)

- ・東京五輪・パラ、1年延期で開催
- ・眞子さま結婚、NYで新生活
- ・真鍋淑郎さんにノーベル物理学賞
- ・新型コロナ、世界の死者500万人超

高齡者向け住まい今後の展望と課題について



1. 高齡者向け住まい業界の見通し

(1) コロナ禍で変化した「働き方」

過去10年を振り返り、業界全体に最もインパクトがあったのは、100年に一度の感染症パンデミックと言われる新型コロナウイルス感染症の蔓延でしょう。

そして、新型コロナの蔓延で最も変化したことは、やはり「働き方」だと思います。たとえ有効な治療薬が今後実用化されたとしても、「働き方」が元に戻ることはないでしょう。

介護事業でも、三密や人との接触を避けるために、あらゆることがオンライン化されました。「入居者と家族の面会」「入居検討者のオンライン見学」「職員研修」「各種説明会」「採用面接」「医療連携」等、「募集」「契約」「運営」のそれぞれの過程で、これまで当たり前であったやり方が一変し、質を維持しながら生産性を上げていく試みが推進されています。

感染症に対する人々の意識も変化し、高齡者をケアする介護事業者は、今後もコロナとの共生を前提とした運営が必要となります。

(2) 人材の問題

日本は諸外国と比べて、高齡者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齡者向け住宅）におけるクラスターの発生件数が少ないと言われています。「感染者

を出さない」「感染を広げない」という日本の介護現場の取り組みは高く評価されるべきでしょう。

一方で、感染防止・予防のための現場オペレーションのストレスは非常に大きく、業務への負担や精神的な負担は従前に比べて確実に増えています。人材採用・定着に目を向けると、雇用市場の悪化により、他業界から介護業界に流入する動きも見られるようですが、未経験者であるため、経済環境が立て直されると、また元の世界へ流出してしまう懸念があります。

2021年の介護報酬改定では、基本報酬が0.7%増に改定され、介護職員の賃上げなど処遇改善も進んできましたが、2021年11月の全国有効求人倍率（季節調整値）1.15倍に対し、介護サービスは3.70倍と依然として人手不足を解消できていません。増え続ける高齡者向け住まいの需要に対して、サービス提供側の働き手が不足する傾向は益々顕著になっていくものと考えられます。

人材確保・定着につなげ、介護難民を増やさないためには、人材育成、生産性向上、職員のモチベーションの維持・向上を図る等、事業者の努力も求められますが、今後の生産年齢人口の減少を考えると、行政のさらなる政策支援が不可欠でしょう。

(3) 業界再編の加速

コロナ禍において高齢者向け住まいは、感染防止の観点から営業行為が著しく制限されており、入居募集の不振が続いている事業者もあります。さらに、人材不足と感染防止対策のかかり増し経費の負担増等で、特に経営基盤の弱い小規模事業者は厳しい運営環境を強いられています。

2021年(1-12月)の「老人福祉・介護事業」倒産は81件で、過去最多だった2020年(118件)に比べ31.3%減と件数こそ減少しましたが、内訳を見ると小規模事業者が全体の9割を占めています(東京商工リサーチ)。

介護業界は、厳しい事業環境や後継者の不在等で淘汰が進んでいます。M&Aも活発化しており、ファンドの参入による投資物件化も拍車をかけていますので、今後は介護業界の再編が加速すると思われます。

問題は、経営主体が交代し、運営方針も変われば、利用者にも影響が及ぶことです。サービスの提供の仕方や食事の内容が変化するだけでなく、スタッフまで入れ替わってしまうと、利用者にとって長年親しんだ住まいが別のものになってしまう可能性があります。

また、法的整理を伴った経営主体の変更の場合、従前事業者の入居者に対する債務が継承されないケースもでてきました。居住は継続できますが、支払い済みの入居一時金が失われてしまうような、これまで想定できなかった例もあるため、何らかの対応策を検討する必要があります。

(4) 今後の介護業界と高齢者向け住まい

間もなく約800万人いる団塊の世代が後期高齢者(75歳)となる2025年を迎えます。

超高齢社会が更に進展するなか、コロナ禍であっても高齢者向け住まいに対する消費者のニーズは変わらないと思います。介護事業は、感染者や建物内での濃厚接触者もしっかり記録が取れていますので、相対的に安全と言えます。運営面でどの程度規制をかければよいのか、知見も蓄積されてきています。そして、コロナ禍の対応で発生した特異な状況が今後はニューノーマル化し、それに適応する事業継続策が必要となるでしょう。

国の財政状況から、今後は介護保険の基本報酬の大きなアップは期待できません。国が掲げるテーマは「介護予防」であり、「自立支援」です。団塊の世代が後期高齢者となり、元気な高齢者が早めの住み替えを検討する時代を迎えます。国が目指す「自立支援」「介護予防」を推進しつつ、事業者が自社のサービスに磨きをかけ新たな付加価値を創造していく継続的な企業努力が必要になるでしょう。

高齢者向け住まいにおける消費者の選択は、これまで「立地」と「価格」が重視されてきましたが、これか

らは、自然災害や感染症があっても、「最後まで安心して住み続けられる住まい」が選択されるポイントになるのではないのでしょうか。

介護の仕事はすべてを非接触型にすることはできません。DX化に対応して生産性の向上が図れば、その分入居者とのコミュニケーションの時間を増やすことが可能となります。特に、介護保険以前から存在している有料老人ホームは、「住まいとサービスの一体提供」が原点です。その方の人生の終盤に彩を添える仕事であり、人間にしかできないサービスで競争することが今後はさらに求められると思われます。

2. 有老協での今後の取り組み

有老協は、2023年4月で、公益法人になって10年目を迎えます。この10年の高齢者向け住まいの動向を振り返ると、単に供給量が増ただけでなく、類型別の供給に大きな変化が生じています。

2011年(平成23年)、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」が改正され、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)が創設されました。

「高齢者にふさわしいハード」と、「安心できる見守りサービス」を要件に、施設整備費の公的補助や税制上の優遇措置も取られ、これまでに約8千件、利用者数で約27万人分のサ高住が登録されました。

有料老人ホームは、介護給付費の伸びを抑える国の方針で、特定施設入居者生活介護(介護付きホーム)の整備量を抑制する、いわゆる総量規制が敷かれ、介護付きホームの新規開設が減少しました。介護付きホームに代わり、有料老人ホームの主流となったのが、外部サービスを利用する住宅型有料老人ホーム(住宅型)です。2021年時点で約1万1千件、利用者数で約33万人分が開設されています。有料老人ホームに占める住宅型の割合は70%以上となりました。

サ高住や住宅型は、要介護者を多く受け入れ、併設の介護事業所から介護サービスを提供する事業モデルが中心で、今後さらに数が増していくことが考えられます。

有老協は、公益法人として広くあまねく高齢者向け住まいに関わる人の利益の増進に寄与することが求められることから、事業者及び消費者の受益機会の更なる拡大は私たちの使命と考えています。そうしたなか、この10年で広がりを見せた外部サービス利用型の事業者を必ずしも組織的にカバーできていない状況と認識しています。

有老協の理念である業界の健全発展と入居者保護は、より多くの会員とともに取り組む必要がありますので、これらの課題に真摯に向き合い、解決に向けて努力し、公益法人としての責務を果たして参ります。

会員一覧 (正会員・開設前・準会員) (R4年7月1日現在)

(50音順)

アーバンアイリス株式会社
アーバンスタイルケア株式会社
株式会社愛仁苑
株式会社愛生
医療法人社団愛世会
株式会社相善
愛知メディカルサービス株式会社
株式会社ITC
株式会社アイテム
株式会社アイネットケアサービス
一般財団法人愛の里
株式会社アイポート
株式会社あおいメディカル
医療法人社団あかつき会
株式会社あかりホーム
株式会社アクティブライフ
株式会社朝日
社会福祉法人旭川荘
株式会社朝日ケアコンサルタント
朝日ベストライフ株式会社
株式会社あすみが丘グリーンヒルズ
株式会社アセットクリエーション
麻生メディカルサービス株式会社
社会福祉法人足立邦栄会
株式会社あない
あなぶきメディカルケア株式会社
株式会社アビタシオン
株式会社アプルール
株式会社アベックス
株式会社あみ定
宗教法人阿弥陀寺
株式会社アメニティーライフ
株式会社 amelie
株式会社アライブメディケア
株式会社アリビオ
株式会社アルジャンメゾン紅梅
ALSOKジョイライフ株式会社
ALSOKライフサポート株式会社
株式会社アルテディア
株式会社アルファベッタ
一般財団法人安寿苑
株式会社アンリ
有限会社生陽会
株式会社憩いのお家ケアサービス
株式会社生駒コーポレーション
株式会社伊豆の里
伊豆ヘルス・ケア株式会社
医療法人社団いずみ会
有限会社いずみ野
医療法人維誠会
特定非営利活動法人市原シルバー支援センター
医療法人稲穂会
社会福祉法人犬鳴山
有限会社庵原屋
株式会社ヴィラ
株式会社ウェルネスパートナー
ウエルライフ株式会社
株式会社ウエルライフ信州
株式会社ウッディタウンケア
社会福祉法人うねび会
株式会社ウルトラス
Air Clover株式会社
医療法人栄心会
株式会社 HSKAI
医療法人社団江頭会 さくら病院
株式会社エクセルシオール・ジャパン
S&Nふれあいケアサービス株式会社
株式会社SHS
株式会社エスポワール
エターナルライフ有限会社
NS ライフ株式会社
株式会社エヌエムライフ
エフビー介護サービス株式会社
株式会社FPシルバーサポート
株式会社エム・アップ
有限会社エムツーコーポレーション
株式会社MDR
株式会社MDEC
L・Eエスコート株式会社
株式会社エル・エフ・シー
株式会社延寿館
延寿グループ株式会社
有限会社オアシス
有限会社 OSOD
オーチャード・ケア株式会社
株式会社オーツーケアサービス
株式会社ONODERAナーシングホーム
有限会社 Office. YAMADA

株式会社恩賜の会	社会福祉法人健寿会
株式会社介護支援センターふじの里	株式会社健生メディック
株式会社かいごデザイン	特定医療法人社団研精会
株式会社かがやき	医療法人玄竜会
社会福祉法人合掌苑	社会医療法人公德会
有限会社加藤	医療法人鴻池会
株式会社加藤組	株式会社神戸健康管理センター
神奈川県住宅供給公社	社会福祉法人神戸中央福祉会
亀井工業ホールディングス株式会社	社会福祉法人神戸福生会
医療法人輝生会	医療法人社団興也会
株式会社木下の介護	医療法人社団高裕会
医療法人久幸会	医療法人社団行陵会
株式会社キューデン・グッドライフ鹿児島	株式会社孔輪閣
株式会社キューデン・グッドライフ熊本	小金井ヘルス・ケア株式会社
株式会社キューデン・グッドライフ東福岡	宗教法人国柱会
株式会社キューデン・グッドライフ福岡浄水	株式会社ここから
株式会社協栄年金ホーム	株式会社小俣組
社会福祉法人京都社会事業財団	株式会社コミュニケーション
株式会社京都壬生苑	株式会社コミュニティネット
株式会社共立メンテナンス	コムネットジャパン株式会社
株式会社喜林	西部ガスライフサポート株式会社
株式会社キロク	株式会社坂本企画
株式会社近畿生活総業	株式会社さくら
株式会社グッドエイジングクラブ	さくらケアサービス株式会社
株式会社グッドタイムホーム	株式会社桜十字
グッドタイムリビング株式会社	株式会社さくらふじ
株式会社グッドライフ	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合
工藤建設株式会社	株式会社サフィールケア
株式会社くびき野ライフスタイル研究所	株式会社サワライズ
株式会社クラーチ	株式会社サンヴィラ
グリーンライフ株式会社	株式会社サンケア和白
グリーンライフ東日本株式会社	医療法人社団三思会
クリナップキャリアサービス株式会社	株式会社サン・パレ
株式会社ケアハイツ	株式会社サンビナス立川
ケアマネジメント株式会社	株式会社三文サービス
株式会社ケアメゾン	株式会社サンライズヴィラ土浦
株式会社ケアレジデンス	株式会社サン・ライフ
有限会社ケイエム企画	株式会社サンライフ寿
京王ウェルシステージ株式会社	株式会社サンライフ舞
株式会社KJ	株式会社サン・ラポール調布
医療法人社団敬仁会	株式会社サン・ラポール南房総
医療法人社団景翠会	株式会社サン・ラポール目白
株式会社ケー・エス・メディカル	株式会社サンリッチ三島
株式会社けやきサポート	株式会社サンロイヤル新潟

株式会社シーエムエス福祉開発
 JR 西日本プロパティーズ株式会社
 JR 九州シニアライフサポート株式会社
 株式会社ジェイコム
 株式会社シェーネアルト
 有限会社しえん
 株式会社シグマコミュニティ
 静岡鉄道株式会社
 シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社
 株式会社シティインデックスホスピタリティ
 株式会社品川屋
 株式会社シニアスタイル
 株式会社シニアライフアシスト
 シニアライフサポート株式会社
 医療法人篠原湘南クリニック
 シマダリビングパートナーズ株式会社
 株式会社ジュウロス
 社会福祉法人寿栄会
 医療法人社団寿光会
 医療法人社団珠泉会
 株式会社ジュピター
 医療法人社団純正会
 有限会社湘南ふれあいの園
 シルバーウェーブケア株式会社
 株式会社シルバーサービス福島苑
 株式会社シルバーハイツ札幌
 しわナーシングホーム虹株式会社
 社会福祉法人親愛会
 親愛ケアサービス有限会社
 社会福祉法人新生会
 社会福祉法人 新生会
 医療法人仁誠会
 特定非営利活動法人シンフォニー
 医療法人社団仁明会
 社会福祉法人信和会
 逗子ヘルス・ケア株式会社
 スターツケアサービス株式会社
 ステラリンク株式会社
 株式会社ストーン
 スプリングライフ金沢株式会社
 スミリンケアライフ株式会社
 スミリンフィルケア株式会社
 社会福祉法人成寿会
 株式会社誠心
 医療法人誠仁会
 宗教法人聖フランシスコ病院修道女会
 社会福祉法人静友会
 セイユウ不動産株式会社
 社会福祉法人聖隷福祉事業団
 株式会社セービング
 セコムフォート株式会社
 セコムフォート多摩株式会社
 株式会社セフティライフ
 株式会社セリス
 社会医療法人全仁会
 社会福祉法人全電通近畿社会福祉事業団
 セントケア千葉株式会社
 セントケア東京株式会社
 総合ヘルス・ケア株式会社
 株式会社相志
 株式会社創世
 株式会社ソーシャルライフ
 株式会社ソノラス
 株式会社ソラスト
 医療法人それいゆ会
 SOMPOケア株式会社
 社会福祉法人大五京
 株式会社太平洋シルバーサービス
 株式会社太平洋シルバーサービス北海道
 株式会社太陽
 株式会社太陽ライフサポート
 大和ハウスライフサポート株式会社
 大和リビングケア株式会社
 有限会社高岡生活健康医療支援サービス
 有限会社地域サポート研究所
 株式会社チェリーコート
 社会福祉法人筑水会
 株式会社千葉シルバー福祉研究所
 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
 株式会社中央医療研究所
 一般財団法人長寿会
 社会福祉法人長生会
 株式会社長英会
 一般財団法人千代田健康開発事業団
 株式会社ツクイ
 株式会社デザイン工房
 株式会社デニッシュケア
 社会福祉法人天龍会

有限会社DoWind	株式会社nomane
株式会社東急イーライフデザイン	株式会社ハートピア
東急ウェルネス株式会社	株式会社はあとふるあたご
東急不動産株式会社	株式会社ハートフルケア
東京都住宅供給公社	株式会社はーとふるセゾン
社会福祉法人東京武尊会	株式会社ハーフ・センチュリー・モア
株式会社東光シーズガーデン	株式会社ハイメディック
社会福祉法人道志会	株式会社博愛ナーシングヴィラ
医療法人同仁会	株式会社白松
医療法人社団同友会	医療法人社団白報会
東洋ウェルフェア株式会社	株式会社長谷工シニアウェルデザイン
株式会社トーアコーポレーション	パナソニック エイジフリー株式会社
TOKAIライフプラス株式会社	医療法人社団はなまる会
トータルケアライフ株式会社	一般社団法人 HAHA
医療法人社団ときわ会	株式会社浜名湖ライフサポート
株式会社富久	社会福祉法人春海会
株式会社トモサービス	株式会社はれコーポレーション
株式会社豊田ほっとかん	株式会社ハンドバル・ケア
有限会社ドリー夢	株式会社ピーススタッフ
トリニティ・ケア株式会社	株式会社東日本福祉経営サービス
中銀インテグレーション株式会社	株式会社光ハイツ・ヴェラス
中銀ライフケアホーム株式会社	医療法人社団美誠会
合同会社中里	株式会社ビッグライフ
株式会社ナグラ接骨院グループ	社会福祉法人一粒
社会福祉法人七つの鐘	HITOWA ケアサービス株式会社
株式会社鳴滝シニアコミュニティ	株式会社ひまわりの会
株式会社ナルド	社会福祉法人ひまわり福祉会
南国青雲ヒューマンサポート株式会社	株式会社ヒューマン케어
一般社団法人南湖荘	株式会社ファースト・ステップ
株式会社西日本医療福祉総合センター	ファインフォレスト株式会社
西日本鉄道株式会社	株式会社フィレンツェライフ青山
西山工業株式会社	株式会社フォープロプス
公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	有限会社福岡メディカルサービス
日総ニフティ株式会社	株式会社福祉開発研究所
株式会社日本アメニティライフ協会	株式会社福祉サービスサカタ
株式会社日本エイジレス・ライフ・コア	株式会社福寿会
宗教法人日本基督教団	社会福祉法人福祥福祉会
一般財団法人日本老人福祉財団	社会福祉法人福生会
日本ロングライフ株式会社	社会福祉法人富士白苑
株式会社ネクサスケア	医療法人社団芙蓉会
株式会社脳リハビリネットワーク	医療法人芙蓉会
有限会社のみ	芙蓉商事株式会社
社会福祉法人ノテ福祉会	株式会社ブライトケア
野原電研株式会社	株式会社プライムステージ

- 株式会社フロンティアの介護
- 株式会社バーネ函館
- ベストステージ株式会社
- 株式会社ベネッセスタイルケア
- ベルジ株式会社
- 株式会社ヘルスケアシステムズ
- 株式会社ベルワイド
- 医療法人社団奉志会
- 社会福祉法人豊資会
- 医療法人豊隆会
- ホームケア株式会社
- 株式会社ほがらか
- ホクビシティホーム株式会社
- 株式会社ホットスペース
- 株式会社マーブルフェロー
- 株式会社毎日介護タクシー
- 株式会社マザアス
- 株式会社松田会
- ミアヘルサ株式会社
- 株式会社美咲コーポレーション
- ミソノピア株式会社
- 三井住友海上ケアネット株式会社
- 三井不動産レジデンシャルウェルネス株式会社
- 三菱電機ライフサービス株式会社
- 医療法人みどり会
- 医療法人社団翠会
- 医療法人社団みなみつくば會
- ミモザ株式会社
- 株式会社みらい介護
- みらいケア株式会社
- 株式会社メディカル・デザイン
- 株式会社メディカルレイ
- 医療法人社団倭会
- 株式会社山弘
- 株式会社やわた苑
- 株式会社ユーキャン・ライフパートナー
- 医療法人社団雄昌会
- 株式会社ゆうらく
- 株式会社ユーワ
- 有限会社祐拓開
- 株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ
- 株式会社陽楽
- 株式会社揚工舎
- 株式会社ヨウコーキャッスル三鷹
- 株式会社ヨウコーフォレスト湘南
- 株式会社ヨウコーフォレスト館山
- 医療法人社団容生会
- 株式会社陽邦
- 医療法人社団陽和会
- 株式会社ラクヒルズ札幌
- ライクケア株式会社
- 株式会社らいふ
- 株式会社ライフアシスト
- ライフケアデザイン株式会社
- 有限会社ライフサポート彩輝
- 有限会社ライフデザイン
- 株式会社ラポール
- 株式会社リーフ
- 株式会社river
- 株式会社リブプラウド
- 株式会社リボン
- 医療法人竜仁会
- 株式会社菱栄ライフサービス
- 有限会社リリーハート
- 株式会社 Rutile
- 株式会社Lupinus
- 社会福祉法人黎明会
- 株式会社ロイヤルハウス石岡
- 株式会社ロブスタ
- 株式会社YSGホールディングス
- 医療法人社団和啓会
- 株式会社私の青い空
- 合同会社和の蔵

株式会社INE	日栄物産株式会社
株式会社アメニティ	日本エコ・システムズ株式会社
株式会社アルプス技研	株式会社日本広告社
株式会社イントラスト	株式会社農友
株式会社ウィルグループ	株式会社ノーリツ
エーオンジャパン株式会社	株式会社 B2B サクセス
株式会社エヌシーアイ	株式会社ヒューマンアイ
NTKメディカル株式会社	株式会社フードケア
株式会社ORJ	プラス株式会社
株式会社木万屋商会	株式会社文化企画
株式会社キューデン・グッドライフ	株式会社文創堂
共栄火災海上保険株式会社	有限会社マネージメントプロモート
クックデリ株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社クリア	明治安田収納ビジネスサービス株式会社
株式会社クリニコ	株式会社ワンステップ
グローバルキッチン株式会社	
株式会社ケア・クレスト	
株式会社ケアコネクトジャパン	
株式会社 光潮社	
株式会社高齢者住宅新聞社	
株式会社 COCORO CORPORATION	
サーチ事業開発協同組合	
三喜株式会社	
株式会社産経アドス	
株式会社三明	
株式会社 G&ECO	
C-Style 合同会社	
一般社団法人シルバーサービス振興会	
株式会社 SHINKO	
株式会社シンセイコーポレーション	
スマリンエンタープライズ株式会社	
スマリンビジネスサービス株式会社	
一般社団法人全国介護付きホーム協会	
一般社団法人相続アドバンス倶楽部	
株式会社 soeasy	
損害保険ジャパン株式会社	
太陽生命保険株式会社	
大和証券株式会社	
医療法人社団高輪会	
株式会社竹中工務店	
株式会社ツクイスタッフ	
株式会社デルタエム	
東京海上日動火災保険株式会社	
東洋羽毛工業株式会社	

歴代役員一覧

理事長

加藤 泰純	1982 (S57)年～1988 (S63)年
長谷川 力	1988 (S63)年～1997 (H09)年
三田 道弘	1997 (H09)年～1998 (H10)年
市原 俊男	1998 (H10)年～2002 (H14)年 2016 (H28)年～2018 (H30)年
宮澤 一裕	2002 (H14)年～2008 (H20)年
和田 四郎	2008 (H20)年～2012 (H24)年
福山 宣幸	2012 (H24)年～2016 (H28)年
中澤 俊勝	2018 (H30)年～現在

*初めての着任年順、同年の場合は50音順

常務理事

小林 信義	1982 (S57)年～1983 (S58)年
森 定義	1982 (S57)年～1988 (S63)年
奥山 元保	1989 (S64)年～1991 (H03)年
関口 英也	1992 (H04)年～1996 (H08)年
川上 勝	1996 (H08)年～1997 (H09)年
藤井 元彦	1997 (H09)年～1998 (H10)年
見市 拓	2008 (H20)年～2011 (H23)年

副理事長

長谷川 力	1982 (S57)年～1988 (S63)年
島津 寿秀	1988 (S63)年～1994 (H06)年
橋本 司郎	1990 (H02)年～1992 (H04)年
長谷川 黎	1994 (H06)年～1997 (H09)年
深澤 徹	1994 (H06)年～1996 (H08)年
三田 道弘	1996 (H08)年～1997 (H09)年 2006 (H18)年～2008 (H20)年
玉田 弘毅	1997 (H09)年～2002 (H14)年
見市 拓	1997 (H09)年～1998 (H10)年
中島 弘和	1998 (H10)年～2000 (H12)年
喜多岡 陽子	2000 (H12)年～2004 (H16)年
前川 寛	2002 (H14)年～2016 (H28)年
大家 信二	2004 (H16)年～2006 (H18)年
市原 俊男	2008 (H20)年～2016 (H28)年 2018 (H30)年～2020 (R02)年
白澤 政和	2016 (H28)年～2022 (R04)年
福山 宣幸	2016 (H28)年～2018 (H30)年
小川 浩一	2020 (R02)年～2021 (R03)年
小松 徹人	2021 (R03)年～2022 (R04)年
千葉 肇	2022 (R04)年～現在
塚本 友紀	2022 (R04)年～現在

監事

四ヶ所 ヨシ	1982 (S57)年～1985 (S60)年
中平 千三郎	1982 (S57)年～1985 (S60)年
加倉井 清信	1985 (S60)年～1988 (S63)年
佐野 利三郎	1985 (S60)年～1988 (S63)年
小野 尚男	1988 (S63)年～1990 (H02)年
高谷 雅史	1988 (S63)年～1990 (H02)年 1996 (H08)年～1997 (H09)年
志賀 登	1990 (H02)年～1992 (H04)年
深澤 徹	1990 (H02)年～1992 (H04)年
神川 清	1992 (H04)年～1994 (H06)年
百瀬 孝	1992 (H04)年～1994 (H06)年
北村 晴彦	1994 (H06)年～1996 (H08)年
中熊 靖	1994 (H06)年～1996 (H08)年
中村 美和	1996 (H08)年～1997 (H09)年
磯部 巖	1997 (H09)年～1998 (H10)年
澤村 廣一	1998 (H10)年～2011 (H23)年
吉田 勸	1998 (H10)年～2004 (H16)年
北島 芙沙子	2004 (H16)年～2008 (H20)年
渡辺 八郎	2008 (H20)年～2014 (H26)年
塩原 修蔵	2011 (H23)年～2018 (H30)年
大座畑 正夫	2014 (H26)年～2016 (H28)年
橋本 正幸	2016 (H28)年～2018 (H30)年
土田 恵一	2018 (H30)年～現在
平尾 雅司	2018 (H30)年～現在

専務理事

吉岡 莊太郎	2016 (H28)年～現在
--------	----------------

郷司 浩平	1982 (S57)年～1990 (H02)年
島津 寿秀	1982 (S57)年～1988 (S63)年
玉田 弘毅	1982 (S57)年～2011 (H23)年
橋本 司郎	1982 (S57)年～1992 (H04)年
村上 松五郎	1982 (S57)年～1988 (S63)年
渡辺 酉蔵	1982 (S57)年～1992 (H04)年
富田 芳子	1988 (S63)年～1992 (H04)年
古瀬 徹	1988 (S63)年～1992 (H04)年
佐野 利三郎	1988 (S63)年～1992 (H04)年
田村 晴彦	1990 (H02)年～1991 (H03)年
橋爪 孝次	1990 (H02)年～1992 (H04)年
長谷川 黎	1990 (H02)年～1997 (H09)年
松原 栄治郎	1991 (H03)年～1994 (H06)年
大久保 重義	1992 (H04)年～1998 (H10)年
小林 宏光	1992 (H04)年～1994 (H06)年
深澤 徹	1992 (H04)年～1996 (H08)年
堀 勝洋	1992 (H04)年～1998 (H10)年
前川 寛	1992 (H04)年～2016 (H28)年
渡辺 蔵人	1992 (H04)年～2000 (H12)年
川上 勝	1994 (H06)年～1997 (H09)年
三田 道弘	1994 (H06)年～1998 (H10)年 2006 (H18)年～2012 (H24)年
今関 士郎	1996 (H08)年～1997 (H09)年
北村 晴彦	1996 (H08)年～2004 (H16)年
木村 人士	1996 (H08)年～1998 (H10)年 2000 (H12)年～2006 (H18)年 2012 (H24)年～2015 (H27)年
坂巻 熙	1996 (H08)年～1998 (H10)年
三條 康直	1996 (H08)年～1998 (H10)年
中島 弘和	1996 (H08)年～2000 (H12)年
見市 拓	1996 (H08)年～1998 (H10)年 2004 (H16)年～2006 (H18)年
新井 泉太郎	1998 (H10)年～2014 (H26)年
勝又 三千子	1998 (H10)年～2012 (H24)年
河原 克美	1998 (H10)年～2002 (H14)年 2008 (H20)年～2012 (H24)年
喜多岡 陽子	1998 (H10)年～2004 (H16)年
新美 育文	1998 (H10)年～2006 (H18)年
栃本 一三郎	1998 (H10)年～2012 (H24)年
森本 剋巳	1998 (H10)年～2000 (H12)年 2002 (H14)年～2006 (H18)年
山崎 國治	1998 (H10)年～2012 (H24)年
山本 せつ子	1998 (H10)年～2004 (H16)年
吉田 守孝	1998 (H10)年～2004 (H16)年
三木 得五郎	2000 (H12)年～2006 (H18)年
矢崎 文庸	2000 (H12)年～2002 (H14)年
市原 俊男	1998 (H10)年～2004 (H16)年 2008 (H20)年～2020 (R02)年
大家 信二	2002 (H14)年～2006 (H18)年
黒田 静雄	2002 (H14)年～2012 (H24)年
菅藤 政志	2002 (H14)年～2008 (H20)年 2010 (H22)年～2011 (H23)年

吉田 良子	2002 (H14)年～2015 (H27)年
川口 豊	2004 (H16)年～2010 (H22)年
福山 宣幸	2004 (H16)年～2008 (H20)年 2010 (H22)年～2018 (H30)年
水野 三重子	2004 (H16)年～2008 (H20)年
山本 敏博	2004 (H16)年～2010 (H22)年 2011 (H23)年～2020 (R02)年
佐伯 壽一	2006 (H18)年～2012 (H24)年
志賀 公平	2006 (H18)年～2008 (H20)年 2020 (R02)年～現在
高橋 紘士	2006 (H18)年～現在
森本 博子	2006 (H18)年～2010 (H22)年 2012 (H24)年～2020 (R02)年
和田 四郎	2006 (H18)年～2012 (H24)年
三條 敬子	2008 (H20)年～2010 (H22)年
古谷 健太	2008 (H20)年～2010 (H22)年
天谷 博	2010 (H22)年～2012 (H24)年
河村 康正	2010 (H22)年～2014 (H26)年
樋口 朋幸	2010 (H22)年～2016 (H28)年
加藤 伸一	2012 (H24)年～2020 (R02)年
金澤 有知	2012 (H24)年～2020 (R02)年
小林 仁	2012 (H24)年～2013 (H25)年
齊藤 紘二	2012 (H24)年～2020 (R02)年
白澤 政和	2012 (H24)年～現在
竹田 智恵子	2012 (H24)年～2018 (H30)年
灰藤 誠	2012 (H24)年～2016 (H28)年
平野 裕之	2012 (H24)年～現在
安元 恭子	2012 (H24)年～2021 (R03)年
小川 浩一	2014 (H26)年～2021 (R03)年
四ヶ所 大	2014 (H26)年～2016 (H28)年
井守 明央	2015 (H27)年～現在
千葉 肇	2015 (H27)年～現在
井上 由起子	2016 (H28)年～2018 (H30)年
小松 徹人	2016 (H28)年～現在
茂田 省吾	2016 (H28)年～2019 (H31)年
中澤 俊勝	2017 (H29)年～現在
田島 誠一	2018 (H30)年～現在
塚本 友紀	2018 (H30)年～現在
橋本 正幸	2018 (H30)年～2022 (R04)年
荒尾 公一	2019 (H31)年～2022 (R04)年
奥谷 直澄	2020 (R02)年～現在
平川 健二	2020 (R02)年～現在
森川 悦明	2020 (R02)年～2022 (R04)年
吉田 肇	2020 (R02)年～現在
生駒 久美子	2021 (R03)年～現在
山根 香織	2021 (R03)年～現在
古後 彰史	2022 (R04)年～現在
野本 久	2022 (R04)年～現在
樋口 壽樹	2022 (R04)年～現在
山本 晃弘	2022 (R04)年～現在

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条

この法人は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「本協会」という。）と称する。

(使用用語等)

第 2 条

この定款において使用する用語は、次の各号に掲げる内容を示すものとする。

- (1) 「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第 29 条に基づき届出を行うものをいう。
- (2) 「サービス付き高齢者向け住宅」とは、老人福祉法第 29 条に基づく有料老人ホームの届出を行わず、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(以下「高齢者住まい法」という。)に基づき登録した住宅をいう。
- (3) 「各種高齢者住まい事業」とは、老人福祉法に基づく特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム、介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業、又は高齢者向け分譲住宅におけるサービス提供事業をいう。
- (4) 「入会したもの」とは、本協会に入会した法人又は個人をいう。
- (5) 「協同設置者」とは、複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営するものとして、地方自治体に設置届を提出し、受理されたものをいう。

(事務所)

第 3 条

本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 4 条

本協会は、日本全国における有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居者の保護と提供サービスの質の向上を図り、各種高齢者住まい事業を含む事業の健全な発展に努め、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第 5 条

本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 入居者生活保証制度等、入居者の保護に関する事業
 - (2) 事業の健全な発展及び質的向上等に関する事業
 - (3) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(入居者生活保証制度)

第 6 条

入居者生活保証制度の業務については、入居者生活保証制度業務方法書をもって定め、理事会の決議を経、かつ、厚生労働省老健局長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 入居者生活保証制度への加入又は制度へのホーム登録を希望する正会員又は開設前会員は、理事会において別に定めるところにより理事会の承認を得なければならない。

3 入居者生活保証制度の利用状況及び決算状況は、毎年本協会の決算報告に合わせて厚生労働省老健局長に報告し、その内容を公表するものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 7 条

本協会に次の各号に掲げる会員を置く。

- (1) 正会員 老人福祉法第 29 条に基づき地方公共団体に設置届を受理された開設済有料老人ホームの事業主体、及びサービス付き高齢者向け住宅の事業主体であって、入会したもの
- (2) 開設前会員 老人福祉法第 29 条に基づき地方公共団体に設置届を受理された、又は届出受理前の事前協議を行っている有料老人ホームの事業主体であって、入会したもの
- (3) 準会員 本協会の事業に賛同する各種高齢者の住まい事業の事業主体であって、入会したもの
- (4) 賛同会員 第 4 条の事業目的に賛同して入会した法人又は団体であって、第一号から第三号の会員対象でないもの

2 前項第 1 号及び第 2 号の事業主体が協同設置者の場合、地方自治体に有料老人ホームの設置届を行つたすべての事業者で、入会した者全員をもって、1 名の会員とみなす。

3 第 1 項の会員のうち正会員をもって、「一般社団法人又は一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」

という。)上の社員とする。

4 第1項の会員に係る本協会との権利義務等については、理事会において別に定める。

5 会員が協同設置者の場合、協同設置者は、当該協同設置者を構成する事業者の中から、会員としての権利を代表して行使する事業者(以下「代表事業者」という。)を定め、その名称を本協会に通知するものとする。

6 会員が協同設置者の場合、別に定めのない限り、本協会に対する会員としての権利は代表事業者が行使するものとし、本協会に対する会員としての義務は、協同設置者を構成する各事業者が連帯して負うものとする。

(会員の資格の取得)

第8条

本協会の会員になろうとするものは、理事会において別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条

本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 入会金及び会費等費用の納入方法及び納入期日等の必要事項並びに分担金の使途は、総会において別に定める。

(任意退会)

第10条

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会しようとする会員は、未履行の義務があるときは、退会までにその義務を履行しなければならない。

(除名)

第11条

正会員又は開設前会員(会員が協同設置者の場合には、会員を構成する各事業者を含む。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。

(1) 本協会の定款及び規程又は総会の決議に反する行為をしたとき

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) 老人福祉法第39条及び第40条による罰則、又は介護保険法第77条、第78条の10、第115条の9による指定の取消しを受けたとき

(4) 高齢者住まい法第13条第1項第3号に基づき登録が抹消されたとき

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により正会員又は開設前会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項の除名の処分をしたときは、本協会は、当該会員の住所(当該会員が別に通知若しくは催告を受ける場所又は連絡先を本協会に通知した場合にあっては、その場所若しくは連絡先)にあてて通知する。

4 準会員及び賛同会員が第1項各号のいずれかに該当する場合には、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、出席した正会員の議決権の過半数の決議に基づき、除名することができる。

5 前項の除名の処分をしたときは、第2項の規定を準用する。

(資格の停止)

第12条

理事会は、会員(会員が協同設置者の場合には、会員を構成する各事業者を含む。)が前条第1項各号のいずれかに該当する恐れがあると認められる場合には、会員資格を停止することができる。

2 前項による会員資格の内容は、法人法で定める会員の権利に関わる会員資格を除くものとし、理事会において別に定めるものとする。

3 第1項に基づき会員資格を停止する場合には、前条第2項の規定を準用するものとする。

4 会員資格の停止を解除する場合には、前条第2項の手続きを準用するものとする。

(会員の資格喪失)

第13条

第10条又は第11条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 正会員(開設前会員)が開設する有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅のすべてが、以下のいずれかに該当したとき

ア. 有料老人ホームの老人福祉法に基づく事業廃止

イ. サービス付き高齢者向け住宅の高齢者住まい法に基づく廃業又は登録抹消

(2) 会員が解散又は会社整理、破産若しくは特別清算の開始の申立てがなされたとき

(3) 正会員全員が同意したとき

(4) 会員が1年継続して会費の支払いを怠ったとき

2 第1項の規定に関わらず、会員である協同設置者を構成する一部の事業者が前項第3号に該当する場合も、当該協同設置者を構成する他の事業者により有料老人ホーム事業の運営が継続する場合には、当該協同設置者は会員資格を喪失しない。

3 資格を喪失した会員に未履行の義務があるときは、その義務を履行しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第14条

総会は、すべての正会員をもって構成する。
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条

総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 事業報告及び決算についての事項
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条

総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条

総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2 正会員の議決権総数の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3 正会員が協同設置者の場合、本条の招集は、代表事業者に対して行う。

(電子提供措置等)

第18条

本協会は、社員総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(定足数)

第19条

総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第20条

総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第21条

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
2 正会員が協同設置者の場合、代表事業者が議決権を行使する。

(決議)

第22条

総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数を持って行う。ただし、この定款において異なる定めがある場合は、この限りでない。

(議事録)

第23条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に署名する。

(総会の運営)

第24条

総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

第5章 役員等

(役員を設置)

第25条

本協会に、次の役員を置く。
理事 16名以上20名以内
監事 3名以内
2 理事のうち2名を法人法上の代表理事とし、このうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
3 代表理事以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
4 理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を法人法上の業務執行理事とし、専務理事又は常務理事とすることができる。
5 本協会に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第26条

理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任し、このうち理事及び監事の選任方法は理事会において別に定める。
2 理事長、副理事長及び専務理事又は常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、業務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、本協会の業務を分担執行する。
 - 4 代表理事ではない副理事長、及び理事の職務及び権限等に関する事項は、法令及びこの定款に定めるところのほか、理事会において別に定める。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事の職務及び権限等に関する事項は、法令及びこの定款に定めるところのほか、理事会が別に定める。

(会計監査人の職務及び権限)

- 第29条 会計監査人は、法令で定めるところにより、本協会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。
- 2 会計監査人は、いつでも、次の各号に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの
 - 3 会計監査人は、法人法の定めに従い、本協会が行う事業の調査を行い、監事に報告し、必要に応じ定時総会において意見の陳述を行わなければならない。

(役員及び会計監査人の任期)

- 第30条 役員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 役員は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

- 第31条 役員又は会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、当該役員又は当該会計監査人に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 本協会の名誉を棄損し、その他本協会の役員又は会計監査人としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

- 第32条 本協会は、理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定めるところに従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、総会において別に定める。
 - 3 会計監査人に対する報酬等は、過半数の監事の同意を得て理事会において別に定める。

(相談役及び顧問)

- 第33条 本協会に、任意の機関として、1名以上3名以下の相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事長に対し参考意見を述べること
 - 3 本協会は、任意の機関として2名以内の顧問を置くことができる。
 - 4 顧問は、理事長の諮問に応じる。
 - 5 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
 - 6 相談役及び顧問の報酬等については、理事会が別に定める。

第6章 理事会

(構成)

第34条

本協会に、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条

理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。
(1) 本協会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
(4) 理事長及び副理事長の選定及び解職
2 前項に定めるもののほか、必要な事項については理事会において別に定める。

(招集)

第36条

理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第37条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、この定款において異なる定めがある場合はこの限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長、副理事長、及び監事は、前項の議事録に署名する。

(理事会の運営)

第39条

理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

(委員会の設置)

第40条

本協会は、委員会等を、理事会の決議により設けることができる。
2 委員会等の委員は、理事、有識者、経験者、及び会員のうちから、理事会が委嘱する。
3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第41条

本協会の財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1) 入会金及び会費
(2) 入居者生活保証制度への拠出金
(3) 事業に伴う収入
(4) 財産から生じる収入
(5) 寄付金品
(6) その他の収入

(財産の管理運用)

第42条

本協会の財産は、理事長が管理運用し、その方法は理事会において別に定める。
2 入居者生活保証制度の管理の方法については、入居者生活保証制度業務方法書の定めによる。

(事業年度)

第43条

本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条

本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により承認を得るものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により、変更する事ができる。

(合併等)

第48条 本協会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議により、法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をする事ができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第49条 本協会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本協会が清算をする場合において本協会が有する残余財産は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席する総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の決議を経て、認定法第15条第7項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第52条

- 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び主要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条

- 本協会は、主たる事務所に第44条及び第45条の書類を各条において定める期間備え置くほか、次に掲げる帳簿及び書類を常に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 公益認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類
 - (5) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 公告及び情報公開

(公告)

第54条

本協会の公告は、電子公告により行う。

(情報公開)

第55条

- 本協会は、公正で開かれた事業を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 補則

(委任)

第56条

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるもののほか、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款の施行は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める、公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款の施行に伴う本協会の最初の代表理事は福山宣幸及び市原俊男とする。
- 3 この定款の施行に伴う本協会の最初の会計監査人は、監査法人薄衣佐吉事務所とする。
- 4 第1項の法律に定める特例民法法人の解散登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款の変更は、平成27年6月18日から施行する。
- 6 この定款の変更は、令和2年6月11日から施行する。
- 7 この定款の変更は、令和4年6月16日から施行する。但し、第18条の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が改正施行された日から効力を生ずるものとする。

編集後記

平素より協会の活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

有老協が創設されてから、40年の歳月が流れました。その間、高齢者福祉の分野においては介護保険制度が発足され、社会の動きとしては観測史上例にみない自然災害の頻発などもあり、最近では新型コロナウイルス感染症が世界中を震撼させている状況です。一方で、持続可能な社会保障のために、少子高齢化・人口減という日本の大きな社会課題に対して真正面から取り組んでいかなければならず、経営者の皆様にとっては、不確実、予測不可能なリスクと向き合う状況が続いています。まさにVUCAの世の中で難しいかじ取りが必要であり、今後ますますその傾向は色濃くなっていくものと思われまます。

このようななか、本誌は、特に直近10年の協会活動記録として整理させていただきました。

変化の激しい時代の中でも、皆様にとって「ご入居者様およびそのご家族様の幸せ・笑顔を思う気持ち」は不変だと思います。変化に対応しつつ、変えてはならないものを残しつつ、引き続き会員の皆様と歩んでまいり所存ですので、何卒ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、編集にご協力いただいた皆様にはこの場をお借りして感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

2022年9月 第1刷発行

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 40周年記念誌

発行 公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-14
アイ・アンド・イー日本橋ビル7階
<https://www.yurokyo.or.jp/>
TEL 03-3272-3781(代表)
FAX 03-3548-1078

編集・印刷 株式会社 木万屋商会



有老協

URL : <https://www.yurokyo.or.jp/>

